

普通預金に関する無利息特約

この特約を申し込む普通預金口座（以下、「特約対象口座」といいます。）については、当行所定の手続完了後は預金利息を無利息とし、決済用普通預金として取扱います。

決済用普通預金については、普通預金規定（または総合口座取引規定）、SMBC ポイントバック規定、残高別金利型普通預金に関する特約および別途申し込まれた各サービスに関する規定に加え、この特約を適用します。

なお、特段の定めのない限り、これらの規定および特約における定義はこの特約においても適用されるものとします。

1【決済用普通預金】

決済用普通預金とは、この特約を申し込んだ各種普通預金の総称をいうものとします。

2【この特約の適用】

この特約は、当行がこの特約の申込を受付し、所定の手続きを完了した時点（以下、「適用開始時」といいます。）から適用が開始されるものとします。

3【預金利息の取扱い】

(1) 決済用普通預金については、普通預金規定（または総合口座取引規定）、SMBC ポイントバック規定、残高別金利型普通預金に関する特約および別途申し込まれた各サービスに関する規定における預金利息に係る規定にかかわらず、預金利息は無利息とします。

(2) 適用開始時において、この特約を申し込んだ普通預金に関して未払いの預金利息がある場合には、その預金利息は、当行所定の方法により、特約対象口座に入金するものとします。ただし、この特約を申し込んだ普通預金が総合口座として利用されている場合、貸越金の利息については、総合口座取引規定に準じて取扱うものとします。

4【利用手数料】

(1) この特約の申込者は、この特約の申込にあたり、当行所定の手数料（以下、「手数料」といいます。）を支払うものとします。手数料は、普通預金規定（または総合口座取引規定）または残高別金利型普通預金に関する特約にかかわらず、払戻請求書および通帳（通帳不発行方式の場合は払戻請求書および預金者本人を確認できる資料）または、カードの提出を受けることなしに、特約対象口座から当行所定の日自動的に引き落とします。

(2) 当行は事前に通知することなく手数料を変更する場合があります。

5【この特約の解約】

(1) この特約の申込者は、この特約を解約することはできません。

(2) 前記(1)にかかわらず、次の一つにでも該当した場合には、当行はこの特約の申込者に事前に通知することなくこの特約を解約することができるものとします。

特約対象口座が解約された場合

前記5に定める手数料の引き落としができないまま、当行所定の期間が経過した場合
この特約に違反した場合

この特約の申込時の申告に虚偽があった場合

6【この特約の変更等】

(1) この特約の各条項やその他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、

変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上
(2021年7月1日現在)